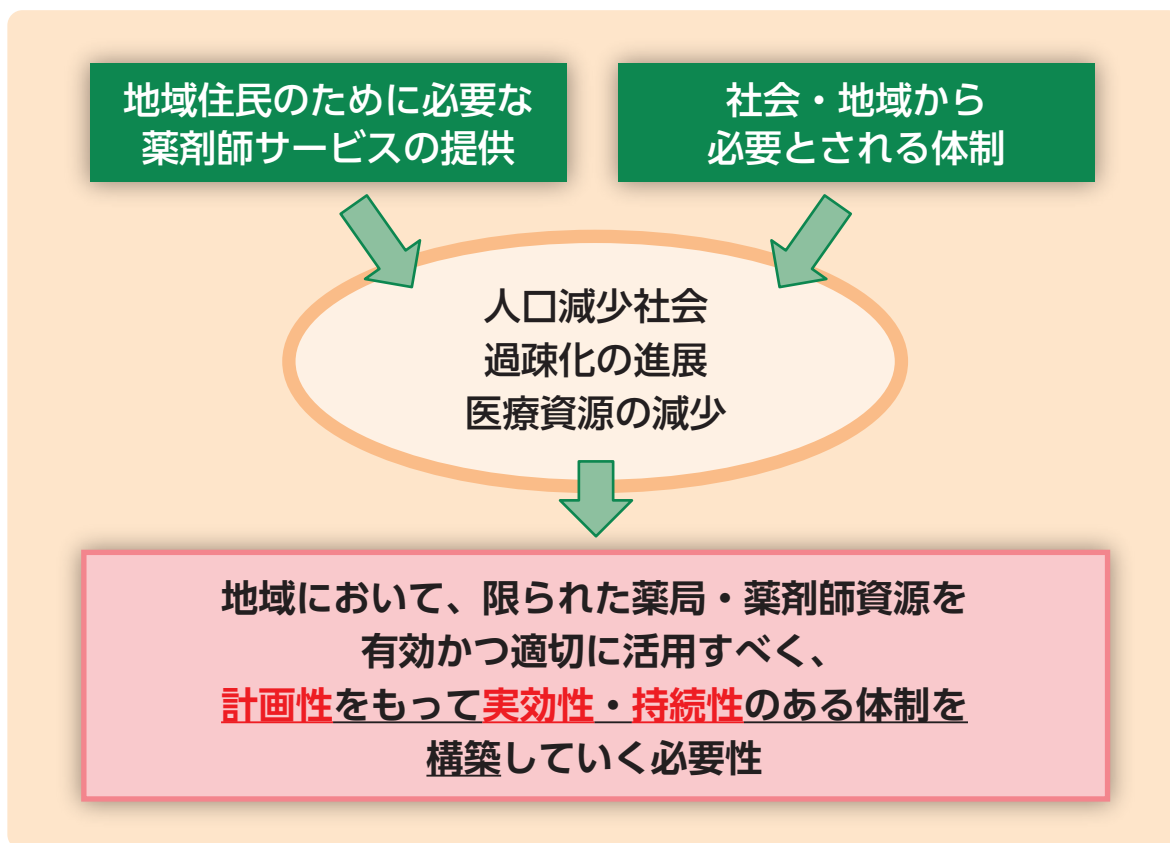


医薬品提供体制の構築について

医薬品提供体制構築の目的

変わりゆく社会環境の中で、地域において限られた薬局・薬剤師資源を有効かつ適切に活用し、住民のために必要な医薬品・薬剤師サービスを継続的に提供していくため、これまで会員相互扶助の観点で取り組んできたサービスを、「地域体制」の観点から行政単位（市区町）で再点検・再構築し、計画性をもって実効性・持続性のある体制を確立することを目指します。



広島県薬剤師会が目指す姿

- ① 地域の薬局が備える機能を正確に表すリストが関係者に共有されている。
- ② 地域の関係者間で上記リストが活用され、地域において医薬品の提供が円滑に行われている。
- ③ 上記①②によっても発生する医薬品提供に関する問題について、地域の関係者同士で解決できる仕組みが整っている。
- ④ 上記により解決できない問題について、広域又は県域で解決できる仕組みが整っている。

具体的には下記の取り組みを地域の優先課題に沿って進めてまいります。

1 薬局の機能情報のリスト化と地域での活用に向けて

医薬品提供体制のために最新の薬局の体制や機能の把握・見える化の実現

(1) 広島県薬剤師会ホームページ「薬局検索」では、下記の検索条件毎に検索できますので、ご活用ください。 <https://www.hiroyaku.or.jp/kenmin/acceptance>



お近くの当番薬局をお探しいただけます。



ご自宅に訪問し、ご相談にお応えします。



すべての医療機関の処方箋を受け付けます。



夜間対応・当番薬局をお探しいただけます。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医薬用麻薬の取扱い② 医療材料・衛生材料の取扱い③ 無菌製剤処理対応④ 中心静脈栄養への対応⑤ 小児の在宅医療への対応⑥ ケアカンファレンス・退院時共同指導へ参加 | <ul style="list-style-type: none">⑦ オンライン服薬指導対応⑧ 高度管理医療機器の取扱い⑨ 新型コロナウイルス抗原定性検査キットの取扱い⑩ 緊急避妊薬の取扱い⑪ 第二種協定指定医療機関 |
|--|---|

(2) 各地域において住民等からの問い合わせに対応できる体制を設けます。

2 地域の医薬品情報の把握・共有

地域の薬局間で所有する医薬品情報を共有し、様々な処方に対応できる体制を構築します。

3 地域医療体制と薬局機能の分析・課題発掘及び対策の検討

地域の医療提供体制（医療機関、訪問看護ステーション等）の状況を把握し、医薬品提供体制に課題が無いか確認し、課題がある場合には解決に向けて検討します。

4 休日・夜間における医薬品提供体制の構築・強化

地域の一次救急体制に対応する医薬品提供体制について確認し、地域住民に周知します。

5 在宅医療における医薬品提供体制の強化

地域で在宅医療対応体制を把握し、多職種との連携窓口を設置します。
また、多職種連携を促進するための研修会等を開催し、顔の見える関係づくりを行います。

6 離島・へき地、薬局がない地域への対応

薬剤が必要になった時に、患者の元に届けられる体制を検討します。

広島県薬剤師会では、薬局が備える機能が示されたリストを共有・活用していただくことにより、医薬品の提供が円滑に行われ、問題・課題がある際には、薬剤師を含めた多職種の連携により解決できる仕組みが構築されていくことを期待しています。

